

【別冊】

採石関係法令及び様式集

令和3年10月

鳥取県県土整備部治山砂防課

【別冊】

採石関係法令及び様式集

第2編 採石法及び同法施行規則

1 採石法の体系	2
2 採石法（昭和25年法律第291号）（抄）	5
第1章 総則	5
第1条（目的）	
第2条（定義）	
第3条（行為の効力）	
第2章 採石権	5
第4条（内容及び性質）	
第5条（存続期間）	
第6条	
第10条（許可の基準）	
第3章 採石業	6
第1節 採石業者の登録	6
第32条（登録）	
第32条の2（登録の申請）	
第32条の3（登録及びその通知）	
第32条の4（登録の拒否）	
第32条の6（承継）	
第32条の7（変更の届出）	
第32条の8（廃止の届出）	
第32条の9（登録の失効）	
第32条の10（登録の取消し等）	
第32条の12（業務管理者の義務等）	
第2節 採取計画の認可等	7
第33条（採取計画の認可）	
第33条の2（採取計画に定めるべき事項）	
第33条の3（認可の申請）	
第33条の4（認可の基準）	
第33条の5（変更の認可等）	
第33条の6（市町村長の意見の聴取等）	
第33条の7（認可の条件）	
第33条の8（遵守義務）	
第33条の9（認可採取計画の変更命令）	
第33条の10（休止及び廃止の届出）	
第33条の11（認可の失効）	

第33条の12 (認可の取消し等)	
第33条の13 (緊急措置命令等)	
第33条の14 (市町村長の要請)	
第3節 雑則	9
第33条の15 (標識の掲示)	
第33条の16 (譲渡したたい積物等の管理)	
第33条の17 (岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)	
第34条の2 (帳簿の備付け等)	
第34条の4 (聴聞の特例)	
第34条の8 (適用除外)	
第4章 補則	10
第42条 (報告及び検査)	
第42条の2 (国等に対する適用)	
第5章 罰則	11
第43条	
第44条	
第45条	
第46条	
3 採石法施行令 (昭和46年政令第279号) (抄)	12
第1条 (採取計画の認可等を要しない業態)	
4 採石法施行規則 (昭和26年通商産業省令第6号) (抄)	12
第8条 (登録の申請)	
第8条の3 (承継の届出)	
第8条の4 (登録事項の変更の届出)	
第8条の5 (廃止の届出)	
第8条の6 (業務管理者の職務)	
第8条の13 (合格証等の再交付の手続)	
第8条の14 (採取計画に定めるべき事項)	
第8条の15 (認可の申請)	
第8条の16 (採取計画の変更の認可の申請)	
第8条の17 (氏名等の変更の届出)	
第8条の18 (休止及び廃止の届出等)	
第8条の19 (標識の様式及び記載事項)	
第8条の20 (経済産業省令で定める物件)	
第9条の2 (帳簿の記載)	
第9条の3 (電磁的方法による保存)	
第11条 (報告)	
第23条 (申請書等の提出部数)	

第3編 鳥取県採石条例及び同条例施行規則

1 鳥取県採石条例	18
第1条 (目的)	
第2条 (定義)	
第3条 (県の責務)	
第4条 (採石業者の義務)	
第5条 (採石認可の基準)	
第6条 (跡地の防災措置の履行確保)	
第7条 (変更認可等)	
第8条 (変更命令)	
第9条 (認可計画の不遵守等に対する監督命令)	
第10条	
第11条 (業務報告等)	
第12条 (鳥取県採石場安全対策審議会)	
第13条 (認可状況の公表)	
第14条 (規則への委任)	
附則	
2 鳥取県採石条例施行規則	28
第1条 (目的)	
第2条 (用語)	
第3条 (採石認可の申請書)	
第4条 (変更認可の申請等)	
第5条 (跡地防災保証)	
第6条 (重大な認可計画の不遵守)	
第7条 (業務報告等)	
第8条 (認可状況の公表)	
第9条 (採石認可の基準)	
第10条 (委任)	
附則	

第4編 鳥取県採石事務取扱要綱

1 鳥取県採石事務取扱要綱	54
---------------------	----

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (用語)

第3条 (採石業の定義)

第2章 業者登録

第4条 (業者登録の申請)

第5条 (採石業者の登録)

第6条 (事業の承継)

第7条 (登録事項の変更の届出)

第8条 (業者登録の廃止)

第8条の2 (合格証等の再交付)

第3章 採石認可

第9条 (採石認可の申請)

第10条

第11条 (採石計画認可台帳)

第12条 (認可計画の変更)

第13条 (採石の廃止等)

第14条 (採石の協議)

第15条 (申請書等作成要領)

第4章 認可計画不遵守等に対する指導及び命令

第16条 (業務に関する報告)

第17条 (立入検査等)

第18条 (措置命令)

第19条 (措置命令不遵守への対応)

第20条 (災害防止のための対応)

第21条 (報告等)

第22条 (災害報告)

附則

第5編 省令様式集

1 採石法施行規則様式集	83
省令様式第1 (採石業者登録申請書)	
省令様式第3 (採石業承継届書)	
省令様式第4 (採石業承継届書)	
省令様式第4の2 (採石業者事業譲渡証明書)	
省令様式第5 (採石業者相続同意証明書)	
省令様式第6 (採石業者相続証明書)	
省令様式第7 (登録事項変更届書)	
省令様式第8 (採石業廃止届書)	
省令様式第17 (氏名等変更届書)	
省令様式第18 (岩石採取休止・廃止届書)	

第6編 その他参考資料

1 申請等に係る手数料	96
2 申請書等審査表	97
採石業者登録申請審査表	
採石業承継届審査表	
採石業者登録事項変更届審査表	
採石計画認可申請書審査表	
採石計画認可申請書チェックリスト	

第2編 採石法及び同法施行規則

第2編 採石法及び同法施行規則

1 採石法の体系

① 総則 〔第1章〕	(1) 目的(第1条)	災害を防止し採石業の健全な発達を図る
	(2) 岩石の定義 (第2条)	法適用岩石として24種類を規定
② 採石権 〔第2章〕	(1) 採石権 (第4条～第8条)	物権としての採石権の内容、性質等を規定
	(2) 採石権の設定 の手續規定 (第9条～第31条)	採石権は当事者間の私法上の契約によって設定されるのを原則とするが、当事者間の話し合いで契約を締結することができない場合には一定の条件のもとで経済産業局長が決定を行うことができる。
③ 採石業者の 登録 〔第3章 第1節〕	(1) 登録行政庁 (第32条)	採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける。
	(2) 登録の申請 (第32条の2)	所定の申請書を都道府県知事に提出する。
	(3) 登録の拒否 (第32条の4)	登録の拒否用件に該当する申請者は登録を拒否される
	(4) 変更の届出 (第32条の7)	登録事項に変更があったときは遅滞なく届け出なければならない。
	(5) 登録の取消し等 (第32条の10)	法律に違反した採石業者は登録を取り消される。
	(6) 採石業務管理者 (第32条の12～13)	災害の防止に関し必要な職務を誠実に行われなければならない。
④ 採取計画の 認可等 〔第3章 第2節〕	(1) 採取計画の認可 (第33条)	岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事
	(2) 採取計画の 認可申請 (第33条の2～3)	岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等所定の事項を記載した採取計画を作成し、都道府県知事の認可を受ける。
	(3) 認可の基準 (第33条の4)	他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷する等一定の要件に該当することとなる採取計画は認可されない。
	(4) 市町村長の意見 の聴取等 (第33条の6)	都道府県知事は認可に係る処分をするときは関係市町村長の意見をきかなければならない。

	(5) 認可の条件 (第33条の7)	認可又は変更の認可には条件を付すことができる。
	(6) 遵守義務 (第33条の8)	認可を受けた採取計画に従って事業の実施をしなければならない。
	(7) 認可の取消し等 (第33条の12)	所定の要件に該当することとなる採石業者は認可の取消し又は事業停止を命ぜらる。
⑤ 監督・命令 [第3章 第2節 ～第3節]	(1) 認可採取計画の 変更命令 (第33条の9)	都道府県知事は、認可した採取計画ではその後の事情変更により災害の発生を防止することができなくなったと認めるときは、採石業者に対し採取計画の変更を命ずることができる。
	(2) 緊急措置命令等 (第33条の13)	都道府県知事は、災害防止のため必要があると認めるときは採石業者に対し事業停止又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。無登録、無認可業者等についても必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	(3) 岩石の採取を 廃止した者に対する 災害防止命令 (第33条の17)	岩石の採取を廃止した採取場について廃止の日から2年間は、その廃止業者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。
⑥ 土地の使用 [第4章]	(1) 使用の目的 (第35条)	採石業者は事業の実施につき他人の土地を一定の目的のために利用することが必要不可欠であって、他の土地をもって代えることができないときは、これを使用することができる。
	(2) 許可及び公告 (第36条)	この目的のために他人の土地を使用しようとするときは、経済産業局長の許可を受けなければならない。
	(3) 土地収用法の適用 (第37条)	経済産業局長の決定による土地の使用は、土地所有権等に重大な利害関係をもつこととなるので、その手続について慎重を期するため公開による聴取を行うほか土地収用法の規定が適用される。
⑦ その他 [第3章、 第5章～ 第7章]	(1) 標識の掲示 (第33条の15)	認可を受けた採石業者は省令で定める標識をその採石場に掲げなければならない。
	(2) 譲渡したたい積物 等の管理 (第33条の16)	採取場の廃土又は廃石については、これを譲渡し又は放棄した後であってもなお採石業者に管理責任がある。
	(3) 鉱業権者との協議 (第34条)	採石業を行う土地の区域と鉱区が重複するときは、事業の実施について採石業者又は

- | | |
|-------------------------|--|
| | 鉱業権者はお互いに相手方に対し協議することができ、その協議が整わないときは経済産業局長に決定を申請することができる。 |
| (4) 帳簿の備付け等
(第34条の2) | 採石業者は省令で定める帳簿を備え、これを保存しなければならない。 |
| (5) 適用除外
(第34条の8) | この法律中、業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は災害の発生のおそれがないとして政令で定める業態の事業を行う採石業者には適用しない。 |
| (6) 報告及び検査
(第42条) | 経済産業大臣、経済産業局長、都道府県知事等は採石業者からその業務に関する報告を徴収するとともに、その職員をして採石場等に立ち入り、検査をさせることができる。 |
| (7) 罰 則
(第43条～第46条) | この法律に違反した場合における罰則を規定 |

2 採石法（昭和25年法律第291号）（抄）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

（行為の効力）

第3条 この法律の規定によってした処分、手続、その他の行為は、第32条の6第1項に規定する場合のほか、採石権者、又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第2章 採 石 権

（内容及び性質）

第4条 採石権者は、設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）を採取する権利を有する。

2 採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となっている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

3 採石権は、物権とし、地上権に関する規定（民法（明治29年法律第89号）第269条の2（地下又は空間の地上権）の規定を除く。）を準用する。

（存続期間）

第5条 採石権の存続期間は、設定行為をもって定めることを要する。

2 前項の存続期間は、20年以内とする。若し20年より長い期間をもって採石権を設定したときは、その存続期間は、20年に短縮する。

第6条 前条の期間は、更新することができる。但し、更新の時から20年をこえることができない。

（許可の基準）

第10条 経済産業局長は、左に掲げる場合においては、前条第1項の許可をしてはならない。

一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

第3章 採石業

第1節 採石業者の登録

(登録)

第32条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第32条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
 - 三 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- 2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第32条の4第1項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第32条の3 都道府県知事は、第32条の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第32条の4 都道府県知事は、第32条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2第1項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - 三 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
 - 五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があつるもの
 - 六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
 - 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承継)

第32条の6 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第32条の4第1項第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により採石業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第32条の7 採石業者は、第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第32条の2第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)

第32条の8 採石業者は、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

(登録の失効)

第32条の9 採石業がその登録に係る都道府県の区域内において、採石業を廃止したときは、その者に係る第32条の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第32条の10 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第32条の4第1項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 第32条の4第1項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。
- 三 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第33条の規定に違反して岩石の採取を行つたとき。
- 五 第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき。
- 六 不正の手段により第32条の登録を受けたとき。

(業務管理者の義務等)

第32条の12 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

第2節 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第33条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第

1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第33条の17、第34条の6及び第42条から第42条の2の2までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

（採取計画に定めるべき事項）

第33条の2 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（認可の申請）

第33条の3 第33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録の年月日及び登録番号
 - 三 採取計画
- 2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（認可の基準）

第33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

（変更の認可等）

第33条の5 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。

4 第33条の認可を受けた採石業者は、第33条の3第1項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

（市町村長の意見の聴取等）

第33条の6 都道府県知事は、第33条の認可又は前条第1項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。

（認可の条件）

第33条の7 第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可には、条件を附することができる。

- 2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（遵守義務）

第33条の8 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画（第33条の5第

1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。)に従って岩石の採取を行わなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第33条の9 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行われている岩石の採取が第33条の4に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(休止及び廃止の届出)

第33条の10 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を引き続き6箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

(認可の失効)

第33条の11 第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第32条の10第1項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第33条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第33条の12 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。

- 一 第33条の7第1項の条件に違反したとき。
- 二 第33条の8の規定に違反したとき。
- 三 第33条の9又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第33条の認可を受けたとき。

(緊急措置命令等)

第33条の13 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、第32条の規定に違反して採石業を行なった者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(市町村長の要請)

第33条の14 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第33条の9又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

第3節 雑 則

(標識の掲示)

第33条の15 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(譲渡したたい積物等の管理)

第33条の16 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であっても、当該認可に係る採取計画に従って災害の防止に関する措置を講じなければならない。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第33条の17 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から2年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第34条の2 採石業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(聴聞の特例)

第34条の4 都道府県知事又は指定都市の長は、第32条の第1項又は第33条の12の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(適用除外)

第34条の8 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であって、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

第4章 補 則

(報告及び検査)

第42条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国等に対する適用)

第42条の2 この法律の規定は、第3章第1節、第40条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、採石業を行なう国又は地

方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第33条の認可又は第33条の5の規定による変更の認可があったものとみなす。

第5章 罰 則

第43条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第32条の規定に違反して採石業を行なった者
- 二 第32条の10第1項、第33条の12、第33条の13第1項若しくは第2項又は第33条の17の規定による命令に違反した者
- 三 第33条又は第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者
- 四 第33条の16の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかった者

第44条 左の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第34条の2の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第42条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

第46条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- 一 第32条の6第2項、第32条の8、第33条の5第4項又は第33条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第33条の15の規定に違反した者

3 採石法施行令（昭和46年政令第279号）（抄）

（採取計画の認可等を要しない業態）

第1条 採石法（以下「法」という。）第34条の8第1項の政令で定める業態は、法第2条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であつて次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するため行うもの
- 二 主として人力により露天掘りで行なうもの
- 三 岩石の採取に従事する者の数が5人以下であるもの

4 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号） （抄）

（登録の申請）

第8条 法第32条の2第1項の規定により法第32条の登録の申請をしようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第1による申請書を提出しなければならない。

2 法第32条の2第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第32条の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第32条の4第1項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第32条の4第1項第六号口の規定による認定を受けた者であることを証する書面
- 三 事務所に置く業務管理者が法第32条の4第1項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により当該業務管理者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）
- 五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
- 六 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面

（承継の届出）

第8条の3 法第32条の6第2項の規定により採石業者の地位の承継の届出をしようとする者は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に様式第3による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に様式第四による届書を提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第32条の6第1項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあつては、様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第5による書面及び戸籍謄本

- 三 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第6による書面及び戸籍謄本
- 四 法第32条の6第1項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第32条の6第1項の規定により分割により採石業者の地位を承継した法人にあつては、様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書
- 六 承継人が法第32条の4第1項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面
- 七 承継人（承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日を証する書面

（登録事項の変更の届出）

- 第8条の4 法第32条の7第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第7による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行なう役員に係るものであるときはそれらの者が法第32条の4第1項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第8条第2項第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が業務管理者の変更または事務所の新設に係るものであるときは第8条第2項第二号から第四号まで及び第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添附しなければならない。

（廃止の届出）

- 第8条の5 法第32条の8の規定により採石業の廃止の届出をしようとする者は、様式第8による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

（業務管理者の職務）

- 第8条の6 法第32条の12第1項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
 - 二 岩石採取場において、認可採取計画に従つて岩石の採取及び災害の防止が行なわれるよう監督すること。
 - 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施またはその監督を行うこと。
 - 四 法第34条の2の帳簿の記載および法第42条の報告について監督すること。
 - 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、およびその対策を講ずること。

（合格証等の再交付の手續）

- 第8条の13 第8条の10の合格証又は前条の認定証をよごし、損じ、または失つてその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添附して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

（採取計画に定めるべき事項）

- 第8条の14 法第33条の2第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 岩石の賦存の状況
 - 二 採取をする岩石の用途
 - 三 廃土又は廃石のたい積の方法

(認可の申請)

- 第8条の15 法第33条の3第1項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事（岩石採取場の所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下第8条の16、第8条の17及び第8条の18において同じ。）に提出しなければならない。
- 2 法第33条の3第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
 - 二 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
 - 三 掘採に係る土地の実測平面図
 - 四 掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
 - 五 法第32条の登録を受けていることを示す書面
 - 六 岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従つて岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画を記載した書面
 - 七 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - 八 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - 九 岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面
 - 十 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面
 - 十一 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

(採取計画の変更の認可の申請)

- 第8条の16 法第33条の5第1項の規定により法第33条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第16による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面又は書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添附しなければならない。

(軽微な変更)

- 第8条の16の2 法第33条の5第1項の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。
- 2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県（岩石採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市。）の条例、規則その他の定めで定めることができる。

(氏名等の変更の届出)

- 第8条の17 法第33条の5第4項の規定により法第33条の3第1項第一号または第二号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第17による届書を法第33条の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

(休止及び廃止の届出等)

- 第8条の18 法第33条の10の規定により法第33条の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第18による届書を当該認可をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 坑内掘りにより岩石の採取を行った者が前項の届出を行うときは、同項の届書のほ

か、岩石の採取の休止又は廃止の際の土地の実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図（坑内掘りによる掘採に係るものに限る。）を提出しなければならない。

（標識の様式及び記載事項）

第8条の19 法第33条の15の規定により採石業者が掲げる標識は、様式第19によるものとする。

2 法第33条の15の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該岩石採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
- 三 登録年月日及び登録番号
- 四 当該岩石採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号
- 五 採取をする岩石の種類、数量及びその採取の期間
- 六 掘採の方法及び掘採をする土地の面積
- 七 岩石の採取のための火薬類の使用の有無
- 八 岩石の採取のための機械の種類及び数
- 九 岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- 十 業務管理者の氏名

（経済産業省令で定める物件）

第8条の20 法第33条の16の経済産業省令で定める物件は、法第33条の認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものとする。

（帳簿の記載）

第9条の2 採石業者は、岩石採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければならない。

2 法第34条の2の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 岩石採取場ごとの1日当たりの岩石の採取実績
- 二 業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
- 三 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
- 四 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置

（電磁的方法による保存）

第9条の3 前条第2項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第34条の2に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（報 告）

第11条 採石業者は毎年3月末日までに岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、左に掲げる事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

- 一 採石業者の氏名又は名称及び住所
- 二 採取場の位置
- 三 採取する岩石の名称
- 四 岩石の採取の根拠となる権利の種類
- 五 製品の品目及び品目別の1年間の生産量

六 公益の保護のためにとつた措置

(申請書等の提出部数)

- 第23条 第1条から第7条まで、第9条、第10条の4または第11条の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本1通及び写し1通とする。
- 2 第8条、第8条の3、第8条の4又は第8条の11の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本1通及び写し1通とする。
- 3 第8条の2、第8条の5、第8条の9、第9条の13、第8条の17又は第8条の18の規定により提出する届書その他の書類の部数は、正本1通とする。
- 4 第8条の15又は第8条の16の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本1通及び当該岩石採取場が所在する市町村の数に2を加えた数の写しとする。

第3編 鳥取県採石条例及び同条例施行規則

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）

（目的）

第1条 この条例は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（昭和46年政令第279号）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とする。

（平18条例67・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）採石 法第10条第1項第3号に規定する岩石の採取をいう。
- （2）採石業 法第10条第1項第3号に規定する採石業をいう。
- （3）業者登録 法第32条の登録をいう。
- （4）採石業者 法第32条の4第1項第3号に規定する採石業者をいう。
- （5）採石認可 法第33条の認可をいう。
- （6）認可計画 法第33条の8に規定する認可採取計画をいう。
- （7）掘削区域 認可計画において採石のために掘削をすることとされた区域をいう。

（県の責務）

第3条 県は、採石に関係する法令、この条例及びこの条例に基づく規則（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする。

（平18条例67・一部改正）

（採石業者の義務）

第4条 採石業者は、関係規程を誠実に遵守し、採石に伴う災害を防止しなければならない。

- 2 採石業者は、採石場（法第33条に規定する岩石採取場をいう。以下同じ。）の区域内にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管してはならない。
- 3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事に報告しなければならない。

（平18条例67・平19条例20・平22条例12・平25条例16一部改正）

（採石認可の基準）

第5条 知事は、採石業者から法第33条の3第1項の規定による申請（以下「認可申請」という。）があったときは、法第33条の2に規定する事項について審査し、適当と認めるときは、採石認可をするものとする。

- 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によるほか、別表第1に定める基準に従って行うものとする。
- 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。
 - （1）その区域（当該採石場が以前に知事から採石認可を受けた他の採石場に近接している場合にあっては、当該近接している採石場の区域を含む。）の面積が1ヘクタールを超えるもの
 - （2）その区域の地質又は形状、採石の方法等からみて、当該認可申請に係る採取計画に従って採石

を行うことにより災害が発生する可能性が高いと知事が認めるもの

(平17条例60・平18条例67・一部改正)

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置（以下「跡地の防災措置」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

- (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた採石場であって当該認可申請をする際現に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。
- (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた採石場であって既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。
- (3) 当該採石業者が跡地の防災措置を行うために必要な資金を確保できること。
- (4) 当該採石業者が跡地の防災措置を適切に行わないときは、本人に代わって跡地の防災措置を行うことについての他者の保証（規則で定めるものに限る。）を受けていること。

2 知事は、跡地の防災措置のうち緑化について採石業者が配慮すべき事項に関する指針を定め、公表することができる。

(平17条例60・平18条例67・一部改正)

(変更認可等)

第7条 法第33条の5第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表第2のとおりとする。

2 法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可に係る審査は、同条第3項において準用する法第33条の4及び前条の規定によるほか、別表第1に定める基準に従って行うものとする。

3 知事は、法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 採石場の区域を変更するものであって、変更後の採石場の区域の面積が1ヘクタールを超えることとなるもの（変更前の採石場の区域の面積が1ヘクタール以下である場合に限る。）
- (2) 採石場の区域を変更するものであって、当該変更により採石場に編入される区域の面積が1ヘクタールを超えるもの（変更前の採石場の区域の面積が1ヘクタール以下である場合を除く。）
- (3) 当該変更により採石場に編入される区域の地質又は形状、採石の方法等からみて、当該変更後の採取計画に従って採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと知事が認めるもの

(平17条例60・平18条例67・一部改正)

(変更命令)

第8条 知事は、認可計画に基づいて行われている岩石の採取が別表第1に定める基準を満たしていない場合において、認可計画を変更すべきであると認めるときは、当該採石業者に対し、法第33条の9の規定に基づき、当該認可計画を変更するよう命ずることができる。

(平18条例67・追加)

(認可計画の不遵守等に対する監督命令)

第9条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないと認めた場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、当該採石業者に対し、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合させるための計画（以下「改善計画」という。）の提出を命ずるものとする。

- (1) 災害が発生する可能性が高まっていると認められるため、法第33条の13第1項の規定に基づく

命令をするとき。

(2) 次のいずれかに該当するため、法第33条の13第2項の規定に基づく命令をするとき。

ア 認可計画に定める保全区域（隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。）を掘削したこと。

イ 認可計画に定める最終掘削面を超えて掘削し、その超える区域が認可計画に定める掘削区域の3割に相当する面積以上であること。

ウ その他規則で定める重大な認可計画の不遵守が認められること。

(3) 前条の規定に該当するため、法第33条の9の規定に基づく命令をするとき。

2 前項の規定により改善計画の提出を命ぜられた採石業者は、当該提出を命ぜられた日から起算して7日以内に、当該改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命ずるものとする。

(平18条例67・旧第8条繰下・一部改正)

第10条 知事は、採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該採石業者に対し、法第33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

(1) 前条第2項の規定による改善計画の提出をしなかったとき。

(2) 前条第2項の規定により提出された改善計画（同条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしたときは、その補正後のもの）に従って不遵守に係る事項を認可計画に適合させなかったとき。

(3) 前条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしなかったとき。

2 知事は、採石業者が第4条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該採石業者に対し、法第33条の13第1項の規定に基づき、第4条第2項に規定する廃棄物を採石場の区域外に搬出するよう命ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(平17条例60・一部改正、平18条例67・旧第9条繰下・一部改正)

(業務報告等)

第11条 採石業者は、毎年4月1日から同月30日までの間に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 採石場ごとの採石の実施状況

(2) 採石場ごとの採取した岩石により生産した製品の出荷状況

(3) 採石場ごとの跡地の防災措置の実施状況

(4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該採石業者の事務所及び採石場（以下「採石場等」という。）について、当該職員に法第42条第1項の規定に基づく立入り又は検査（以下「立入検査」という。）を行わせるものとする。

3 知事は、第1項の報告が提出されない場合は、同項各号に掲げる事項を確認するため、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

4 知事は、採石業者から法第32条の8の規定による届出又は法第33条の10の規定による届出（以下「廃止等届」という。）が提出された場合において、必要があると認めるときは、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

5 知事は、採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっているにも

かかわらず、廃止等届を提出しないときは、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきその業者登録を消除し、又は当該採石業者に対して法第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう命ずるものとする。

7 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(平17条例60・一部改正、平18条例67・旧第10条繰下・一部改正)

(鳥取県採石場安全対策審議会)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項、第7条第3項、第10条第3項及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 採石場の安全対策その他採石に係る重要事項について、知事に意見を述べること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例60・追加、平18条例67・旧第11条繰下・一部改正)

(認可状況の公表)

第13条 知事は、採石認可（法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可を含む。）をしたときは、速やかに公表するものとする。

(平17条例60・旧第11条繰下、平18条例67・旧第12条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例60・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる認可申請並びに法第33条の5第1項の認可計画の変更の申請及び同条第2項の認可計画の軽微な変更の届出について適用する。

附 則(平成17年条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県採石条例第5条第3項及び第7条第3項の規定は、この条例の施行の日以後にされる採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可及び同法第33条の5第1項の規定による変更の認可について適用する。

附 則(平成18年条例第67号)

(施行期日)

- この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県採石条例第6条第1項、第7条第2項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可及び同法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可について適用する。
- 改正後の鳥取県採石条例第7条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の採石法第33条の8に規定する認可採取計画の変更について適用する。

附 則(平成19年条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第12号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第16号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第7条、第8条関係）

（平18条例67・旧別表・一部改正）

採石認可の基準

項 目	基 準
1 採石場の区域	<p>(1) 採石場の区域が、規則で定める図面等により正しく表示されていること。</p> <p>(2) 採石場の区域が、採取をする岩石の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。</p> <p>(3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。</p>
2 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間	<p>(1) 採取をする岩石の種類が、試掘その他の規則で定める方法により確認されていること。</p> <p>(2) 採取をする岩石の数量が、その賦存量、採石のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。</p> <p>(3) 採取の期間は、3年（認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間中、次のいずれにも該当すると認めるときは、5年）を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。</p> <p>ア 第9条第1項の規定による改善計画の提出を命ぜられず、又は当該改善計画の提出を命ぜられた場合にあつては、提出した改善計画（同条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしたときは、その補正後のもの）に従って不遵守に係る事項を認可計画に適合させたこと。</p> <p>イ 法第33条の9の規定に基づく命令を受けず、又は当該命令を受けた場合にあつては、その命令に従ったこと。</p> <p>ウ 法第33条の13の規定に基づく命令を受けず、又は当該命令を受けた場合にあつては、その命令に従ったこと。</p>
3 岩石の賦存の状況	<p>地質、走向、傾斜等から判断される岩石の賦存の状況が、試掘その他の規則で定める方法により確認されていること。</p>
4 採取をする岩石の用途	<p>採取をする岩石の種類に応じた適切な用途であること。</p>
5 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	<p>(1) 採石の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取をする岩石の数量、採取の期間、掘削区域の面積その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p> <p>(2) 採取の方法が、採取をする岩石の種類等に応じて、階段状の掘削、機械による掘削その他の規則で定める適切なものであること。</p>

6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

- (1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。
- ア 採石場の区域内に関係者以外は容易に進入できないよう、柵その他の規則で定める進入防止の措置を行うこと。
- イ 土砂崩れの防止等のため、掘削区域が山頂、稜線等を含んだ範囲となるよう努めること。
- ウ 掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅は、掘削区域の最も低い場所と最も高い場所の高低差及び隣接地の利用状況に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。
- エ 採石に係る掘削（表土（風化物、樹木等の表土に附随して除去することが必要なものを含む。以下同じ。）の除去を含む。以下「採掘」という。）をする勾配は、土砂崩れ等の防止のため、水平面に対する角度を岩石の種類等に応じて規則で定める角度以内とすること。採掘に係る土地の最終的な掘削面（以下「最終掘削面」という。）の最も高い場所から最も低い場所までの平均勾配についても同様とする。
- オ 採掘をする際には、落石等の防止のため知事が必要と認めるときは、金網、よう壁その他の規則で定める措置を行うこと。
- カ 表土の除去は、採石のための掘削に先行して行うこと。
- キ 最終掘削面の最も低い場所と最も高い場所の高低差（以下「最終高低差」という。）は、岩石の種類等に応じて規則で定める高低差以下とすること。ただし、最終掘削面に10メートル以上で規則で定める幅以上の小段を当該高低差以下の間隔で設けるときは、この限りでない。
- ク 最終高低差が岩石の種類等に応じて20メートル以下で規則で定める高低差を超えるときは、最終掘削面に当該高低差以下の間隔で2メートル以上の幅の小段を設けること。
- ケ 採掘の作業を行う平地（以下「作業平地」という。）とその直前又は直後に当該作業を行う平地の高低差は、岩石の種類等に応じて20メートル以下で規則で定める高低差以下とし、作業平地の幅は、当該作業に用いる機械又は設備が安全に使用できるものとする。
- コ 作業平地からの採掘に係る掘削面がキ及びクに適合する状態になるまでは、別の作業平地からの採掘は行わないこと。
- サ 採掘をする勾配を確認するための設備を設置すること。
- シ 採石に伴う騒音等の発生を防ぐための措置を行うこと。
- ス 火薬を使用するときは、次に掲げる措置を行うこと。

	<p>(ア) あらかじめ危険区域を定めて見張人を配置し、関係者以外の進入を防止すること。</p> <p>(イ) サイレン等により火薬の使用を予告し、その終了等も知らせること。</p> <p>(ウ) 使用する火薬の量及び使用方法が、騒音等を最小限にとどめるものであること。</p> <p>セ 岩石の破碎及び選別のための施設は、周辺の環境を考慮して汚濁水の処理及び騒音等の防止に効果がある場所に設置し、それぞれについて有効な措置を行うこと。</p> <p>ソ 採取をした岩石を採石場の区域内に堆積するときは、安定計算に基づく安全度が確保できる堆積の方法その他知事が適当と認める方法により、安定した状態で管理すること。</p> <p>(2) 原石、製品、廃土等の運搬に伴う騒音等による災害の防止等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 運搬の時間帯、積載量等を制限するとともに、粉じん、積荷の落下等を防止するため、覆いその他知事が適当と認める設備を設置すること。</p> <p>イ 粉じん防止のため、採石場内の通路及び採石場から公道に至るまでの通路について舗装、清掃その他知事が適当と認める措置を行うとともに、採石場の近隣の公道その他の通路について散水、清掃その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ウ 採石場から泥土を出さないよう、出入口付近に洗車場その他知事が適当と認める設備を設けること。</p> <p>(3) 汚濁水の採石場の区域外への流出の防止について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 採石場に水が流入することが想定される場合は、排水路その他知事が適当と認める施設を設けて流入する水を排除すること。</p> <p>イ 排水については、採石の工程に応じて、十分な処理能力を有することその他の規則で定める要件を満たす汚濁水処理施設、沈殿池その他知事が適当と認める施設を設け、適切に処理すること。</p> <p>(4) 跡地の防災措置、その施工方法、工程等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 保全区域の崩壊防止のため知事が必要と認めるときは、土留施設を設置すること。</p> <p>イ 採掘が終了したときは、残壁の崩壊等を防ぐため、岩石の種類等に応じて、のり面の整形、小段の設置その他の規則で定める措置を行うこと。</p> <p>ウ 採掘が終了したときは、他の用途に利用する場合を除き、環境保全、景観保全等のため、速やかに順次緑化すること。</p>
<p>7 廃土又は廃石の堆積の方法</p>	<p>廃土又は廃石（除去をした表土を含む。以下同じ。）の堆積の方法、堆積場の設置場所等について、次に掲げる事項が定められている</p>

	<p>こと。</p> <p>ア 堆積場は、発生する廃土又は廃石の量に見合う広さの用地が確保されていること、周辺に人家が存在しないこと、土砂の流入が少ないことその他規則で定める要件を満たす場所に設置すること。</p> <p>イ 堆積場は、知事が必要と認めるときは、強度計算又は安定計算を行った上で、恒久的に安全なおり尻のかん止堤その他知事が適当と認める土留施設を設置すること。</p> <p>ウ 堆積場内に水が流入するときは、十分な通水能力を有する排水路その他の知事が適当と認める施設を設置するとともに、知事が必要と認めるときは、汚濁水処理施設を設置すること。</p> <p>エ 堆積場における廃土又は廃石の堆積は、地盤を露出させてから行うこと。</p> <p>オ 堆積場における廃土又は廃石の堆積に当たっては、堆積物の安定計算を行い、所要の安定度を確保すること、水平層状堆積法（堆積土を下部から一層ずつ水平層状に積み上げる方法をいう。）をとることその他規則で定める措置を行うこと。</p> <p>カ 堆積場が十分に安定した状態になったと知事が認めるまでの間は、土留施設、排水路、のり面その他知事が必要と認める施設及び場所について、点検及び管理を行うこと。</p> <p>キ 堆積場において災害が発生するおそれがあるときは、それを防止するために緊急に必要とされる措置を直ちに実施するとともに、堆積場の安定計算を行い、所要の安定度を確保するために必要な措置を速やかに実施すること。</p>
<p>8 脱水ケーキの処理の方法</p>	<p>(1) 脱水ケーキ（採取をした岩石の脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。以下同じ。）を採石場の区域内に堆積するときは、堆積物の強度の向上を図るため、排水性のよい廃土若しくは廃石と混合し、又は交互に積み上げるとともに、堆積の方法、堆積の設置場所等について、7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項が定められていること。</p> <p>(2) 脱水ケーキの処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当しないものを除き、同法の規定に従って処理すること。</p>

別表第2（第7条関係）

（平18条例67・追加）

認可計画の軽微な変更

項 目	基 準
1 採石場の区域	(1) 別表第1の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間	(1) 採取をする岩石の数量の減少 (2) 採取の期間の短縮
3 採取をする岩石の用途	製品別内訳の変更
4 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採取の期間内での工程の変更
5 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 別表第1の基準の範囲内における掘削区域の縮小 (2) 別表第1の基準の範囲内における掘削勾こう配の緩和（採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。） (3) 別表第1の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破碎若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更 (4) 別表第1の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿池その他の施設の能力の向上 (5) 別表第1の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品の堆積場所 <small>たい</small> の変更 (6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位置の変更 (7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採石認可の申請書)

第3条 採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条の3第1項に規定する申請書は、採石計画認可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の15第2項第10号に規定する書類は、採石跡地資金計画書（様式第2号）によるものとする。

(変更認可の申請等)

第4条 法第33条の5第1項本文の規定による申請は、認可計画変更認可申請書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 法第33条の5第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届（様式第4号）を提出して行うものとする。

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（以前に跡地防災保証を履行しなかったこと、破産手続開始の原因となる事実のあること等により、跡地防災保証を行う機関として適当でないとし事が認めるものを除く。）が行うものとする。

(1) 一般社団法人鳥取県採石協会

(2) 一般社団法人鳥取県西部採石協会

(3) その他前2号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

2 跡地防災保証の内容は、次に掲げる措置を行うこととする。

(1) 通常想定される降雨等に対応できる沈砂池、沈殿池又は土堤を設置し、隣接地に悪影響を及ぼさないようにする措置

(2) 土堤又は柵の設置その他の採石場の跡地への関係者以外の進入を防止するための措置

3 認可申請には、跡地防災保証を行う機関と締結した契約書の写しその他の跡地防災保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

4 知事は、採石認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可を行おうとするときは、あらかじめ跡地防災保証を行った機関の意見を聴くものとする。

(重大な認可計画の不遵守)

第6条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める重大な認可計画の不遵守は、認可計画に定める廃土、廃石又は脱水ケーキの積上げ高さを超えて、廃土、廃石又は脱水ケーキを堆積していることとする。

(業務報告等)

第7条 条例第11条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書（様式第5号）を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第8条 条例第13条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第9条 条例別表第1の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写しとする。

2 条例別表第1の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。

3 条例別表第1の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り(溝の切り開きをいう。以下同じ。)その他の知事が適当と認める方法とする。

4 条例別表第1の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間を超えないものとする。ただし、同表の項目のうち2項目以上に該当する場合にあっては、当該期間のうち最も短い期間を超えないものとする。

項 目	期 間
1 直前認可期間(認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間をいう。以下同じ。)内に条例第4条第3項の規定に違反して報告を行わなかったとき又は条例第9条第1項の規定に基づく命令を受けたとき。	4年
2 直前認可期間内に法33条の13の規定に基づく命令を受けたとき。	3年
3 直前認可期間内に法第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分を受けたとき。	1年
4 直前認可期間内に法33条の13の規定に基づく命令を受けた場合であって、当該命令に従わず、又は認可計画の不遵守を繰り返したとき。	
5 土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約(以下「所有者等との契約」という。)、法令その他の事由により採取の期間が制限されるとき。	所有者等との契約、法令その他の事情により制限された期間

5 条例別表第1の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。

6 条例別表第1の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第6号)に定めるものとする。

7 条例別表第1の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に定めるとおりとする。

岩石の種類等	採 掘 方 法
1 露天採掘で採取が可能な岩石	機械掘り又は手掘りで行う階段採掘法
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	機械掘り又は手掘りで行う中断式、残柱式又は柱房式の採掘法

8 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第7号)に記載するものとする。

9 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界標識、危険区域表示板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。

10 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、5メートル(採掘について森林法(昭和26年法律第249号)に基づく開発行為の許可(以下「森林開発許可」という。)が必要なときは、30メートル)とする。ただし、隣接地に道路、河

川、鉄道その他の公共施設又は建物、墓碑、その他の構築物が存するときは、岩石の流出を防止するための土堤、コンクリートよう壁その他の施設等で知事が適当と認めるものを設置する場合を除き、次の表の高低差の欄に掲げる区分に応じ、斜面（勾配が30度以上の土地をいう。以下同じ。）の下端から斜面に対して垂直方向に、それぞれ同表の距離の欄に定める距離を確保しなければならない。

高 低 差	距 離
1 掘削区域又は従前の採石認可に係る最終掘削面の最も高い場所と斜面の下端の高低差（以下「斜面高低差」という。）が25メートル以上である場合	5.0メートル
2 1以外の場合	斜面高低差の2倍に相当する距離

- 11 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

岩石の種類等			角 度
1 表土	(1) 採掘について森林開発許可が必要な土地		35度（掘削後の平均勾配35度）
	(2) (1)以外の土地		40度（掘削後の平均勾配40度）
2 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石（砕石の用に供される原石をいう。以下同じ。）	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき	(ア) 軟岩 60度（掘削後の平均勾配60度）
			(イ) (ア)以外 75度（掘削後の平均勾配60度）
		イ ア以外のとき。	75度（掘削後の平均勾配60度）
	(2) 石材用原石（石材の用に供される原石をいう。以下同じ。）	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき	(ア) 軟岩 60度（掘削後の平均勾配60度）
			(イ) (ア)以外 90度（掘削後の平均勾配70度）
		イ ア以外のとき。	90度（掘削後の平均勾配70度）
(3) 風化岩石（真砂土その他これに類する風化した岩石をいう。以下同じ。）	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき	(ア) 風化の著しい岩石 40度（掘削後の平均勾配35度）	
		(イ) (ア)以外 35度（掘削後の平均勾配35度）	
	イ ア以外のとき。	45度（掘削後の平均勾配35度）	
(4) 工業原料用原石（工業の原料の		採掘をする岩石の質、採	

	用に供される原石をいう。以下同じ。)	掘条件等に応じ、(1)から(3)までに準じて知事が定める角度
3	坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める角度

12 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1 露天採掘	(1) 砕石用原石	100メートル
	(2) 石材用原石	
	(3) 風化岩石	50メートル
	(4) 工業原料用原石	採取する岩石の質、採掘条件等に応じて、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2 坑内採掘	採掘する岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差	

14 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1 露天採掘	(1) 砕石用原石	20メートル
	(2) 石材用原石	
	(3) 風化岩石	5メートル
	(4) 工業原料用原石	採取する岩石の質、採掘条件等に応じて、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2 坑内採掘	採掘する岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差	

16 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石	15メートル
	(2) 石材用原石	20メートル(1回の切断に係る高低差は、5メートル以下)
	(3) 風化岩石	5メートル
	(4) 工業原料用原石	採取する岩石の質、採掘条件等に応じて、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差

2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石

採掘する岩石の質、採掘方法等
に応じて、知事が定める高低差

- 17 条例別表第1の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第8号)に記載するものとする。
- 18 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第9号)に記載するものとする。
- 19 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地滑り等により崩壊する危険がない場所に設置されていること。
 - (2) 通常想定される雨量に十分に対応できる処理能力があること。
 - (3) 河川等公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持できるコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
 - (4) 沈殿池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
 - (5) 沈殿池は、必要に応じ泥水に浮遊する泥等の沈降を促進する薬剤の投入その他所要の沈降を促進するための措置を講ずることができるものとする。
 - (6) 沈殿池は、1系統がしゅんせつ等で使用不能のときにも汚濁した水の処理を続けられるよう原則として2系統設置すること。
 - (7) 沈殿池及び沈砂池については、これらが有効に機能するよう、必要な水深を維持するためしゅんせつその他の必要な措置をとること。
 - (8) しゅんせつした土砂については、十分脱水した後堆積場に堆積することその他の適切な措置を講ずること。
 - (9) 採石の工程ごとに前各号に掲げる措置等を講ずる必要があるときは、それぞれの工程に応じて当該措置を講ずること。
- 20 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項及び同表の8の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第10号)に記載するものとする。
- 21 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。
- 22 条例別表第1の7の項の基準の欄に掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第11号)に記載するものとする。
- 23 条例別表第1の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 近くに人家、構築物等が存在しないこと。
 - (2) 土砂の流入が少ないこと。
 - (3) 山崩れ、地滑り等のおそれがないこと。
 - (4) 集水量の大きい地形でないこと。
 - (5) 湧水量が少ない基礎地盤であること。
 - (6) 河川の付近でないこと。
 - (7) その他堆積を行う用地として不適切な場所でないこと。
- 24 条例別表第1の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 安定計算を行い、その安全性を確認すること。
 - (2) 水平層状堆積法で堆積すること。
 - (3) 堆積後は、芝張り、石張り、植栽等を行い、堆積した廃土又は廃石を安定させる措置をとること。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が鳥取県採石事務取扱要綱（以下「要綱」という。）で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第90号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第93号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第29号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第94号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第21号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第42号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第39号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）抄

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

1 採石場の区域	所在地		
	採石場の面積		m ²
	掘削区域の面積		m ²
	最終高低差		m
	境界の明示方法		
区域を明示する図面等		別添のとおり	
2 採取をする岩石の種類及び数量	種類	数量	m ³ (トン)
3 採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 採石業務従事者数	人 (うち業務管理者の資格を有する者 人)		
5 岩石の賦存の状況	賦存の状況		
	確認方法		
6 採取岩石の用途			
7 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採石施工計画	別添のとおり	
	掘削勾配を確保するための設備		
8 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり	
	岩石運搬計画	別添のとおり	
	汚濁水等処理計画	別添のとおり	
	採取跡地整備計画	別添のとおり	
9 廃土又は廃石の堆及び脱水ケーキの処理の方法積の方法	廃土等堆積計画	別添のとおり	

注

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、採石場の区域及び掘削区域、採石場内の破碎及び選別、洗浄、騒音等防止のための施設、火薬の保管場所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥の処理施設、排水路等の各施設、作業用道路、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「採石施工計画」は、工程（表土等除去、掘削、破碎及び選別、跡地整理）ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取期間等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、掘削時の土砂崩れの防止の方法、掘削勾配、小段の設置、破碎及び選別のための施設の設置場所等を記載すること。
- 5 「岩石運搬計画」は、採石場の区域外に岩石を運搬するに当たって講ずべき、粉じん、騒音、振動等による災害防止の措置を記載すること。
- 6 「汚濁水等処理計画」は、採石により発生した汚濁水の処理方法、処理施設の措置等を記載すること。
- 7 「採取跡地整備計画」は、採取跡地の整備の方法、緑化等の施工方法、残壁の崩壊防止の措置等を記載すること。
- 8 「廃土等堆積計画」は、除去をした表土、廃土、廃石等の堆積の方法、堆積場の設置場所等を記載すること。

添付書類 知事が要綱で定める書類

様式第3号（第4条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)
登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の5第1項本文の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採石場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第4号。(第4条関係)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

認 可 計 画 軽 微 変 更 届

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採石場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の他法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、計画等

8 跡地の整備の実施状況	整備工法	のり面の整形・のり面の緑化・小段の設置・金網の設置・土堤の設置・石垣の構築・コンクリートよう壁の設置		
	施工状況			
9 排水路等の設置状況	集水路	排水路	沈砂池	沈殿池
	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置
10 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置				
11 採石に当たって障害となった事項				

注 「採石の実施状況」欄は、報告する月の前年末現在の状況を記載すること。

添付書類

- 1 掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）
- 2 採石施工計画（様式第6号）のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が要綱で定める資料

様式第6号 (第9条関係)

採石工事計画

その1

工程	表	掘	削	破	跡	地	整	理
期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
掘削する土地の面積及び数量	m ² m ³	m ² m ³	m ² m ³	m ² m ³	m ² m ³			
掘削勾配 (平均掘削勾配)	度 度	度 度	度 度	度 度	度 度			
確保すべき保全距離	辺 辺 辺 辺	m m m m	辺 辺 辺 辺	m m m m	辺 辺 辺 辺	m m m m		
設備その他の施設								
使用する機械	名称							
	能力							
	台数							
	名称							
	能力							
	台数							

		処理、管理、防止等の方法									
岩石の種類等	露天採掘 (碎石用原石・石材用原石・工業原料用原石・風化岩石) ・ 坑内採掘										
	岩種	数量	用途								用途
	岩種	数量	用途								用途
岩石の種類の確認の方法	試掘・溝切り・その他 ()										
岩石の賦存の状況	地形・地質			賦存量			断面図				
岩石の賦存の状況確認の方法	試掘・溝切り・その他 ()										
森林法の開発行為許可	必要 (許可済 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み) ・ 不要										
進入防止措置	柵・境界表示板・危険区域表示板・その他 ()										
周辺土地の利用状況	鉄道: m	道路: m	河川: m	公園: m	墓地: m						
隣接地との間の保全距離	学校: m	病院: m	集落: m	その他 ()							
	要否の別: 必要・不要 (範囲); 理由										
	利用状況 (道路、河川、鉄道等公共施設 () 辺) ・ 家屋等 () 辺) ・ 森林開発許可が必要な区域 () 辺) ・ その他 () 辺)										
	保全距離: 辺 m ・ 辺 m ・ 辺 m ・ 辺 m										
掘削方法	露天採掘 (階段採掘・階段採掘 (オープンシユート式)) ・ 坑内採掘 採掘手段: 手掘 ・ 機械堀										
掘削時の土砂崩れの防止措置等	掘削勾配	表土等除去 度 (表土等に含まれるもの: 土砂・木・草・その他 ())	掘削時 度 (掘削後の平均勾配 度)								掘削時 度 (掘削後の平均勾配 度)
	掘削勾配	岩石の種類等:	掘削時								掘削時
	掘削勾配	岩石の種類等:	掘削時								掘削時
落石等防止の措置	その他の措置										
	金網・土堤・石垣・コンクリートよう壁										
	その他 ()										

処理、管理、防止等の方法	
破碎及び選別のための施設	破碎及び選別の方法： 乾式 ・ 湿式 破碎施設の有無： 有 (規模・能力) ・ 無 選別施設の有無： 有 (規模・能力) ・ 無 破碎及び選別のための施設の稼働時間： 時 分から 分まで (平日) / 時 分から 分まで (休日) 防音措置： 防音装置の付いた機器の使用 ・ 遮蔽物の設置 ・ その他 () 防振措置： 防振装置の付いた機器の使用 ・ 防振装置の設置 ・ その他 () 防塵措置： 防塵装置の付いた機器の使用 ・ 集塵機の設置 ・ その他 () 堆積場所： 堆積の状況； 安全確保の措置： かん止堤の設置 ・ よう壁の設置 ・ その他 () 管理事務所： 所在地 電話 業務管理者： 氏名 連絡先 採石作業時間： 時 分から 分まで (平日) / 時 分から 分まで (休日) 業務管理者の現場監督： 1 週間につき平均 日、1 日につき平均 時間 監督上特に留意する事項

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日を含め、規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

- 添付書類
- 1 業務管理者試験の合格証の写し
 - 2 知事が要綱で定める書類

岩 石 運 搬 計 画 画

		内 容			
搬出主体	認可申請者	請負又は委託して搬出 (請負又は委託先)			購入者
製品の運搬方法等	運搬に用いる車両等	トラック (トン・ 台、 トン・ 台、 その他 ())			
	1日当たり車両等台数 (平均)	トラック (台、 その他 (台))			
	国道又は県道までの搬出経路				
	搬出先				
原石及び廃土石の運搬方法等	運搬に用いる車両等	トラック (トン・ 台、 トン・ 台、 その他 ())			
	1日当たり車両等台数 (平均)	トラック (台、 その他 (台))			
積込用機械	廃土石堆積場等への搬入経路				
	名 称	規格・出力	能 力	台 数	備 考
運搬作業の時間	時 分	時 分	時 分	時 分	
運搬中の措置 粉塵の発生防止	覆いの装着	・ その他 ()			
	原石等積込場	散水 ・ 壁の設置 ・ その他 ()			
	場内道路	舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 ()			
	搬出用道路等	舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 ()			
	近隣の公道	舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 ()			
公道等汚損防止措置	洗車場の設置等	洗車場：有 (縦 m×横 m×高さ m) ・ 無 (理由) ・ スプレー、シャワー等による車への散水 ・ その他 ()			
	公道等汚損時の措置	散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・ その他 ()			
過積載防止	検量の方法	出入口付近への検量器の設置 ・ その他 ()			
	不正改造車への積込み				
交通事故防止等	従業員等への教育	研修の実施 ・ 請負業者への研修依頼 ・ その他 ()			
	交通事故防止を目的とする団体の設立	団体名 ; 設置年月日 年 月 日			
	交通事故防止対策のための協議会への加入	協議会名 ; 加入年月日 年 月 日			
	交通事故防止対策のための協議会への加入	協議会名 ; 加入年月日 年 月 日			

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日と定める条例に規定する休日であり、「平日」とは休日以外の日をいう。
添付書類 知事が要綱で定める書類

汚濁水等処理計画画

その1

		措置等の内容						内容	
汚濁水発生見込量	採石場内	想定降雨量	mm/時間	(10年確率)	集水面積	m ²			
	放流先水路	想定降雨量	mm/時間	(30年確率)	集水面積	m ²			
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	場内排水路	規格	集水面積	流出量	流下能力	構造			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
		cm×cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤			
	汚濁水処理施設	沈砂池	規格	面積	貯水量	処理能力	対象流入量	構造	
			m×m	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
貯留施設への流水経路	沈殿池	規格	面積	貯水量	処理能力	対象流入量	構造		
		m×m	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
		m×m	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
		m×m	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
汚濁水処理用薬品		薬品名	投入量	kg/m ³ 、薬品名	投入量	kg/m ³			
外部への放流方法及び量		放流方法	放流量	放流量		m ³ /秒			

措 置 等 の 内 容			
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水処理装置	処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
		処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
		処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
		処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
	流出止め水路		
	その他の施設	規 模	
	〔 〕	処理方法	
		処理能力	
処理後の放流先	一級河川 (国管理) ・一級河川 (県管理) ・二級河川・その他の河川 (砂防河川・水路・その他 ())	放 流 量	m ³ /秒
	放流への同意	同意済 ・ 同意見込み (年 月 日見込み)	管 理 者
		・ 同意不要 (理由)	()
	放流先流量	当初 m ³ /秒 ; 開発後 m ³ /秒 ; 計画 (許容) 流量	m ³ /秒
汚泥の処理方法	乾燥の方法	天日乾燥 (堆積期間 日) ・ 人工乾燥 (堆積期間 日)	日)
	堆積場所		
	堆積後の処理方法		

注 この計画は、採石の進行により採石場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により汚濁水の流出を防ぐことができないと計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。

添付書類
1 採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置に係る施設の設置の状況を明らかにする資料及び各施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設^{たい}になったことを示す資料

2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料

3 知事が要綱で定める書類

	施設・措置等の内容
保全区域の崩壊防止	土留め施設(石張工・ブロック張工・コンクリート張工・コンクリートブロックわく工・モルタル吹付工・網工)・その他()
残壁の崩壊等を防ぐ措置	のり面の整形・のり面の緑化・小段の設置・金網の設置・土堤の設置・石垣の構築・コンクリートよう壁の設置・その他()
掘削後残壁の勾配	掘削後の平均勾配 度
掘削後の小段	幅 m 高低差 m 毎、 m ～ m
進入防止措置	柵・境界表示板・危険区域表示板・その他()
跡地の埋立て	必要・不要 理由:
	必要な場合の埋立措置の内容:
跡地の緑化	緑化の必要性 必要・不要 (理由 ())
	緑化の目的 水土保全・景観保全・生態系保全・その他()
	緑化植物の種類 高木・低木・草本・つる草・その他()
	緑化植物の名称
	緑化の時期 年 月から 年 月まで
	緑化の方法 種子吹付け・植栽・その他()
跡地の防災措置の履行確保	保証機関 一般社団法人鳥取県採石協会・一般社団法人鳥取県西部採石協会・その他()
	保証期間
	保証内容

	施設・措置等の内容
採取跡地の維持管理等採取跡地の整理において留意する事項	

- 注
- 1 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときには緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。
 - 2 緑化の時期は、年次ごと又は掘削段階ごとに区分して示すこと。
- 添付書類
- 1 保証機関及び保証内容を明らかにする資料
 - 2 知事が要綱で定める書類

様式第11号 (第9条関係)

廃土等堆積計画画面

措置等		内容	
措置	等	内容	容
設置場所	面積	m ²	基底部の岩質
堆積予定量	m ³	地盤面の整地：要(草、竹木等の除去・段切り・その他)	()・不要
形状	小段幅	m	堆積予定量
堆積する廃土等	脱水性	処理土・表土・その他	()
堆積方法	水平層状堆積法	その他	積上げ高さ
転落防止措置	よう壁(コンクリート・石積み・その他)	()	積上げ高さ
土留施設	要・不要(理由)	()	設置位置
	かん止堤(石塊・土・重力式コンクリート・石積み・その他)	()	()
安定計算の結果	常時	>1.2	地震時
		>1.0	
発生する廃土等の性状等	発生量	m ³ /日(総量)	m ³ ：強度
仮置の有無	有(理由)	場所	()・無(理由)
処理方法	最終処分	場内堆積・場外堆積・販売	()・その他
洗浄施設の有無	有(規模・能力)		()・無
岩石等の搬入方法	トラック・ベルトコンベア	その他	設置場所
洗浄水の取水箇所	河川水・地下水	その他	搬入量
洗浄水の取水方法	導水路設置	ポンプアップ	()；取水量
汚泥の発生状況	発生量	m ³ /日(総量)	m ³ ：性状
生成量	m ³ /日(総量)	m ³ ；性状	
汚泥の粒子等の凝集のため加える物質(凝集剤)	種類	kg/m ³ 、種類	kg/m ³
安定化措置	排水の良い廃土又は廃石との混合	混合する廃土等	混合比
	石灰等改良材との混合	混合後の安定度	混合比
	サンドイッチ工法(排水性の良い廃土、廃石等と脱水性を交互に層状に堆積する工法)による堆積場への堆積	混合する改良材	混合比
	その他の措置	混合後の安定度	混合比
		脱水ケーキの層の厚さ	m：性状
		排水するための層の厚さ	m：性状

